

食安発 1 2 2 2 第 4 号  
平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日  
(最終改正：平成 30 年 7 月 13 日)

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

#### 清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について

清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る取扱いについては、平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日付け食安発 1 2 2 2 第 1 号（以下「施行通知」という。）により通知したところである。

施行通知中、第 4 の 2 において示すこととしていた化学物質等に係る試験法について、別添のとおり定めるとともに、別添に定める試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法を認めることとしたので、関係者への周知方よろしく願います。